

令和8年度高浜町営農継続支援（農業機械購入）補助金 Q&A
（令和8年4月～）

問1 補助金申請の手続きはどのようにすればよいですか。

答 送付しました計画書に必要な事項を記入の上、見積書、仕様がわかるカタログ等を添付して、産業振興課に提出してください。

【申請期間：令和8年5月26日（火）～令和8年6月26日（金）まで】
内容を審査した後、あらためて補助金申請をしていただきます。

問2 すでに機械を購入していますが、補助金の対象になりますか。

答 交付決定前に購入された機械等は対象とはなりません。 購入手続きは交付決定日以降に行ってください。

これから購入される機械のみ補助対象となります。

問3 補助対象機械は何ですか。

答 今回の補助金の対象は田植え機、トラクター、コンバイン、管理機またはそれに付属する機器※のみとなります。

※付随する機器：畔塗り機、ハロー、フロントローダー、肥料散布機（トラクタ用）、フレールモア、草刈り機（ハンマーナイフモア等）

対象外：肩掛け式草刈り機や乾燥機、もみすり機等

問4 機械の修理に費用がかかりますが、補助対象となりますか。

答 修理費用は補助対象となりません。

問5 （例）田植機とトラクターの2台の購入は補助金の対象となりますか。

答 1点のみの購入が補助対象となります。

また、次に該当するものは補助対象となりません。

- ①購入費用が20万円以内のもの。
- ②個人間の売買によるもの。

問6 組織等の共同利用の目的において、補助金申請はできますか。

答 共同利用での申請も補助金の対象となります。

問7 機械の納入時期はいつまでが対象になりますか。

答 令和9年3月末日までの納入機械が対象となります。